

平成15年12月定例市議会 市長所信表明(要旨)

11月27日から開かれていた12月定例市議会の初日に、市長の所信表明がありました。その要旨を掲載します。

当面の市政運営について

国と地方の制度見直しとして、税財政改革や年金改革など重要な制度改革が検討されていますが、その中の一つである地方制度について、去る11月13日、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」が地方制度調査会からありました。

答申では、市町村は基礎自治体として、地域において包括的な役割を果たしていくことが期待されており、新たな地方制度に向けて変容することが求められています。

自治体の役割の見直しといたっては、都と市町村の関係において、幾つかの再編に向けた提案がなされており、保健所や都立病院の再編計画が大きな協議課題として存在しています。

平成15年度 財政運営について

歳入では減収となる要素が多く、今後の財政運営へ支障をきたすことも憂慮されることとありますが、残された期間、市税の徴収努力をはじめとした歳入確保に最大限努めるとともに、歳出につきましても全

平成16年度 予算編成にあたって

16年度予算編成方針として2本の柱をたてました。一つは、「まちづくりにより明日の東村山を築く予算」であります。16年度は中期基本計画第4次実施計画の2年次目にあたります。実施計画事業を着実に実施していくことが、市政の継続性、信頼性を確保する上で、もともと基本的なことであると考えます。

もう一つは、「創意と工夫、効率的な自治体経営をめざす予算」であります。地方分権の進展をはじめとし、市行財政を取り巻く環境が大きく変わりつつあり、これらに適応した行財政運営が求められております。深刻な財政危機に対応するため、「東村山市行財政改革大綱」を踏まえ、効率的・効果的な自治体経営を図ってまいりたいと考えます。

職員の給与 改定について

給与改定につきましては、人事院勧告を適用いたしまして、平均マイナス1・07%の引き下げを行な

るとともに、期末勤動手当の年間支給月数を0・25月引き下げ4・4月とします。

なお、市長等の常勤の特別職の給料月額及び議員報酬につきましても、東村山市特別職報酬等審議会に諮問し、答申された内容に基づき引き下げを行ない、職員の給与条例改正と併せて、本議会に提出しました。

国民健康保険税の 改正について

国民健康保険は、長引く景気低迷の影響や高度医療技術の進歩などにより、財政運営は極めて厳しいものがあります。当市においても、一般会計からの多額の赤字補てん金によって、辛うじて維持を図っている状況にあります。

一般会計からの繰出金に依存していくことは、もはや限界に達していることと認識しております。このため国民健康保険率等の改正につきまして、去る10月2日に国民健康保険運営協議会に諮問し、答申された内容に基づき今後の対応を検討します。

環境基本計画 について

次世代に継承していく基本的な環境施策を総合的、体系的に推進するため、1年有余の期間をかけて精力的に環境審議会等で審議を重ね、この10月に環境基本計画の「素案」が作成されました。

平成16年3月を目途に、環境基本計画を策定したいと考えています。

教育関係について

児童生徒の健全育成に關しましては、「いのちの教育推進プラン」策定協議会の提言に基づき、諸事業を展開しておりますが、より一層の推進と充実を図るため、「いのちのこころ」の教育週間に創設すべく、教育委員会要綱として制定しました。

「いのちのこころ」の教育

特に「いのちのこころ」や「こころの教育」に焦点をあて、市民の教育に対する関心を高めるとともに、将来にわたる子どもたちの健全育成のあり方について、学校・家庭・地域・行政の四者が一体となって考える機会とするためのものとして、毎年、2月1日から7日までの1週間を定め、この期間に全市的な取り組みを図っていきたくと考えます。

インディペンデンス市 親善訪問交流 について

去る10月3日(金)から11日(土)までの間、姉妹都市提携25周年記念事業の一環として、市議会議長とともに、東村山市国際友好協会関係者、市民を含め総勢36名でインディペンデンス市を親善訪問しました。

姉妹都市委員会主催による25周年記念式典は、非常に友好的で和やかな雰囲気の中で行なわれました。さらに市議会、教育委員会への表敬訪問、回田小学校の姉妹校でありますグレンデール小学校等を訪問し、温かい心のこもった交流が図られました。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)の 入所基準が変わります

介護保険制度の開始以降、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所は、施設ごとに申し込み順となつていますが、市では施設入所の必要性の高いかたから入所できるように、東村山市介護老人福祉施設入所指針を策定しました。今後は、この指針に基づいて市内各施設で入所基準が作成され、準備が整った施設から、各施設が設置した入所検討委員会で入所の優先度の評価が行なわれます。

入所決定までの手続きや流れは、次のようになります。**入所対象者** 要介護1〜5と認定されているかたで、常時介護が必要で在宅での介護が困難なかた。ただし、医療的な要件が高く施設対応が困難な場合等入所の受け入れができない場合があります。

子育てを支援する 行動計画を策定します

急速に進む少子化の流れを憂えるため、国、地方公共団体、企業が一体となり子育てを支援する、次世代育成支援対策についての行動計画の策定が、次世代育成支援対策推進法によって義務付けられました。

従来の子育て支援の中心であった「子育てと仕事の両立支援」に加え、①男性を含めた働き方の見直し、②地域における子育て支援、③社会保険における次世代支援、④子どもの社会性の向上や自立の促進、という4つの柱に沿っ

入所申込者の第一段階評価基準

類型	評価項目	配点	点数配分(15点満点)
本人の状況	要介護度	要介護5	5
		要介護4	4
		要介護3	3
		要介護2	2
		要介護1	1
	問題行動のある痴呆の加算	痴呆等に伴う問題行動がある	2
介護者の状況	介護者がいない	介護者がいない	5
		病気や障害がある	4
		病弱	2
		就労している	2
		手伝う人がいない	1
住宅の状況	住宅に介護上の問題がある	住宅がない・立ち退きを求められている	3
		住宅に介護上の問題がある	2
		住宅に介護上の問題がない	1

※第一段階評価は申込書の情報をもとに行ないます。本人の状況(要介護度、痴呆状況の変化等)、介護者の状況や住宅の状況に変化があった場合は、現況を届け出てもらい、再評価を行ないます。
※入所希望者が介護保険施設や医療機関に入所・入院中の場合、介護者の状況や住宅の状況は、退所・退院後の状況で評価します。

入所を希望する場合は、入所申込書を希望する介護老人福祉施設に直接提出します。
※東京都東村山ナースィングホーム以外の市内6施設については、統一様式の申込書を各施設、在宅介護支援センター、高齢介護課(いきいきプラザ1階)等に設置してあります。

入所検討委員会

客観的に優先度を評価するために、各施設が入所検討委員会第一段階評価の得点に加え、次の事項などを考慮して、入所の優先度を決定します。
・市民(被保険者)であること
各施設では申込書の情報をもとに、本人の状況、介護者

第一段階評価

各施設では申込書の情報をもとに、本人の状況、介護者
・市民(被保険者)であること
⑦要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進
次世代育成支援に関する調査を実施します
市では、行動計画を策定するにあたり、地域の子育て、家庭の生活実態や意識、サービスの利用実態・利用意向を把握するため「次世代育成支援に関する調査」を実施します。ご協力をお願いします。
実施時期 16年1月〜2月上旬(予定)
調査対象 小学生以下のお子さん約3千人(無作為抽出)
※詳細は、市報1月1日号でお知らせします。

⑥子ども等の安全の確保
⑤職業生活と家庭との両立の推進
④子育てを支援する生活環境の整備
③子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備
②母子並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
①地域における子育て支援

介護者の本人に対する虐待の有無 の調査による問題行動の有無 ・激しさ ・介護者が育児中(乳幼児)又は複数の要介護者がいること ・居室サービスを本人の拒否や経済的理由で十分利用できない状況にあること ・介護療養型医療施設、介護老人保健施設、医療機関に長期間入所・入院している、退所・退院をせまられているが、転所・転院先がみつからない場合や経済的理由で長期に入所すること等が困難な状況であること等

入所決定
入所検討委員会が作成した入所選考者名簿をもとに、申込者の性別、ベッドの特性(痴呆専門病床等)、地域性(入所後の家族関係の維持等)、本人の意向やその他入所待機期間や緊急的に対応すべき個別の事情などを考慮し、最終的に施設長が入所を決定します。
なお、内容等詳細は問い合わせ先へ
問い合わせ 高齢介護課

入所決定
入所検討委員会が作成した入所選考者名簿をもとに、申込者の性別、ベッドの特性(痴呆専門病床等)、地域性(入所後の家族関係の維持等)、本人の意向やその他入所待機期間や緊急的に対応すべき個別の事情などを考慮し、最終的に施設長が入所を決定します。
なお、内容等詳細は問い合わせ先へ
問い合わせ 高齢介護課

今月の納税

固定資産税・都市計画税第3期、国民健康保険税第5期の納期限は12月25日です
口座振替を希望されるかたは、納税通知書に同封の口座振替依頼書に必要事項を記入し、納税課に郵送していただくか、預貯金通帳・通帳届出印・納税通知書を持参し、東村山市税取扱金融機関にお申し込み下さい。

市税納付の日曜窓口

12月21日(日)
市税(市・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税)納付の日曜窓口を開設します。
なお、当日は納税相談も合わせて行なっていますので、ご利用下さい。
日時 12月21日(日) 午前9時〜午後3時
場所 本庁舎2階納税課